

NAIL'SRAVI 入学申込書

写真貼り付け
3ヶ月以内に
撮影したもの

申込み日	西暦 年 月 日		
希望コース	A・B・C・D・E・F・G・H・I・J コース		
ふりがな			
氏名			
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	性別	男性・女性・その他
住所	〒		
TEL	自宅・携帯		
緊急連絡先	(続柄・) TEL		
メール	PC		
	携帯		
勤務先			
勤務先住所	〒		
勤務先 TEL			
最終学歴			
入学の動機 及び 将来の目標			
ネイルキャリア	所属したネイルスクール・サロンを詳しく記入		
お支払方法	<input type="checkbox"/> 現金一括 <input type="checkbox"/> 月謝制 (A・B・C・D コースのみ)		

※楷書で丁寧にご記入ください

受付日	氏名	印
年 月 日	(未成年者の場合) 保護者氏名	印

【クーリングオフ】

第1条

1. 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面（本入学申込書）に同意した日から起算して8日以内であれば、書面により契約を解除することができます。
2. 前項の契約の解除が乙の責により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、前項の契約の解除ができます。
3. なお、前項 1.2.いずれの場合も、クーリングオフに関して不実の事を告げられて誤認し、又は脅迫され困惑してクーリングオフをしなかった時は、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。
4. 学費の中に含まれている関連教材については、授業において合意の上、甲が開封したものとみなし、開封済みの教材については返還金の対象外とします。また甲が授業外で使用した場合についても同様となりますが、未使用未開封の教材については、その限りではないとします。

※学費の中に教材費が含まれているコースの方に限ります。

第2条

1. 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面（はがき等）を、乙宛に発信した時にその効力が発生するものとします。（簡易書留扱いが確実です） なお、甲がクレジットを利用する契約の場合は、ただちに乙に契約の解除を申し出た旨をクレジットにも別途書面による通知をするものとします。

第3条

1. 第5条による契約解除については、違約金及び受講したスクールコースの対価は不要とし、乙は甲から受領した前払い金を速やかに甲に返還するものとします。尚、前払い金を返還する際の費用は甲の負担とします。

【途中解約】

第4条

1. 第1条に定める期間を経過した場合でも、やむを得ぬ事由により受講継続が困難となってしまった場合には、甲は乙に申し出ることでより契約を解除することができます。この場合、甲は、乙に対し、契約残額の20%の違約金を支払うものとします。ただし、違約金は、5万円を超えることができないものとします。違約金には、初期費用を含むものとします。
2. 有効期限を経過した契約に関しての解約は認められません。

第5条

1. 甲が、前条により契約を解除した場合、乙は、すでに受領している前払金のうち下記計算式によって計算された精算金を、契約解除の日から1ヶ月以内に甲に返還するものとします。ただし、精算金がマイナスの場合、甲は乙に対しその不足分を支払うこととします。

[算 式]

精算金 = 支払総額 - (1回あたりの授業料 × 受講回数) - 違約金・振込手数料 - (関連教材価格・未使用未開封関連教材価格)

クレジットの精算はクレジット会社所定の方法によるものとします。

2. 前項の場合において、スクールコースを開催する場所の変更等、乙の都合によって甲がスクールコースを受講することが著しく困難になったことにより、甲が契約の解除をした場合には、乙は、甲に対し、前項の精算金の計算にあたり、違約金を控除しないものとします。
3. 甲は、乙がクレジット・カード会社の請求により精算上必要な範囲において甲の受講回数をクレジット会社に通知することを承諾するものとします。

〈クーリングオフ（契約解除）の文例〉

平成〇年〇月〇日、
食社（〇〇店）との間で締結した
〇〇〇（コース名）のスクール受講契約について、
約款第5条第6条の規定に基づき解除します。

なお、私が食社に支払った代金の〇〇〇円を、
下記銀行口座に振り込んでください。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇
口座名義 〇〇〇〇

平成〇年〇月〇日

契約者 住 所
氏 名

住所 〇〇〇〇
〇〇〇会社 代表者〇〇〇〇殿